

重 要 事 項 説 明 書

(指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービス)
サービス提供開始にあたり、岡山市条例(指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)第154条・第137条に基づいて、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1 指定短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

名称	社会福祉法人敬友会
所在地	岡山市南区藤田578-3
種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 橋本俊明
電話番号	086-250-2000

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

名称	特別養護老人ホーム 共生苑
所在地	岡山市南区東畦768
施設長名	内藤 紀人
電話番号	086-281-6866
ファクシミリ番号	086-281-6877

3 事業所で実施する事業

事業の種類	利用定員
指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	20人

4 事業の目的と運営の目的

事業の目的	この事業は、介護保険法関係法令の定めるところにより、要支援・要介護状態等にあるご利用者に対し、適正な介護を提供することを目的とします。
事業所運営の方針	当事業所にあたっては、ご利用者が要介護状態・要支援状態になった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

5 事業所の概要

建物	敷地	2975.04㎡
	構造	鉄筋コンクリート造4階建(耐火建築)
	延べ床面積	5518.97㎡ (特別養護老人ホーム、ケアハウス、デイサービスを含む)
	利用定員	20名

(1)居 室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたりの面積
個 室	2室	14.40㎡	14.40㎡
4人部屋	4室	38.50㎡	9.63㎡

(2)主な設備

設備の種類	面 積
食堂	149.5㎡
機能訓練室	66.5㎡
一般浴室	59.6㎡
機械浴室	51.2㎡

6 職員体制(主たる職員)

従業者の職種	人員基準数	区 分			
		常 勤		非 常 勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
生活相談員	1	1			
介護職員	8	7		1	
看護職員	1		1		
機能訓練指導員	1		1		
医師	1			1	
管理栄養士	1		1		
送迎職員			1	1	

○上記職務内容

- ※ 管理者:事業所従事者管理及び(介護予防)短期入所生活介護の利用申し込みに係わる調整、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。
- ※ 生活相談員:ご利用者の生活指導、面接、身上調査並びにご利用者や家族等の処遇上の相談、生活・行動プログラムの作成などを行なう。
- ※ 介護職員:ご利用者の日常生活の介助、指導及び援助を行なう。
- ※ 看護職員:ご利用者の健康状態を把握し、看護・介護、指導及び援助を行なう。
- ※ 機能訓練指導員(看護職員と兼務):機能訓練個別計画の作成、介護者への指導、レクリエーションの計画、実践を行なう。
- ※ 医師:必要に応じて健康保持のための適切な措置を行い、ご利用者の健康管理を行なう。
- ※ 管理栄養士:献立表の作成、栄養計算、給食記録、調理員の指導等の給食業務全般並びにご利用者様の栄養指導を行う。
- ※ 送迎職員:ご利用者の心身状態・家族の事情で必要な場合に送迎を行なう

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長	正規の勤務時間帯 9:00～18:00 常勤で勤務
生活相談員	正規の勤務時間帯 9:00～18:00 常勤で勤務
介護職員	早出7:00～16:00 遅出 11:30～20:30 8:30～17:30(送迎業務) 夜勤 16:00～10:00(特養入所2名・短期入所1名)

看護職員	早出 7:30～16:30 日勤 9:00～18:00
機能訓練指導員	日勤 9:00～18:00
医 師	◎松尾則行(内科・消化器) 週2回
管理栄養士	8:00～17:00
当 直	21:00～6:00

8 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の2ヶ月前から受け付けております。

9 指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの概要

(1)介護保険給付サービス

介護保険給付内で行われるサービス(介護)内容です。

種 類	内 容
食 事	管理栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 食事は、できるだけ離床して、食堂で摂っていただくことを基本としますが、場所や時間帯は可能な限りご自分のペースや希望で摂っていただくよう配慮します。 (食事時間) 朝食 8:00～ 9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00
排 泄	ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴槽での入浴が可能です。
離床・着替え・整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・快適な整容を行い尊厳を保てるように配慮します。 シーツ交換は、週1回実施します。(汚染があった場合は随時交換)
機能訓練	・機能訓練指導員によるご利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	・配置医師により定期的に診察日を設けて健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・ご利用者が外部の医療機関に通院する必要がある場合は、その介添えを配慮します。 (当事業所の配置医師) 氏 名:松尾則行 所属病院:こうなんクリニック(Tel086-282-7122)

相談及び援助	当事業所は、ご利用者及びご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員:徳橋 孝浩
教養娯楽等	当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、事業所での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 クラブ活動(歌・書道・体操)
送 迎	ご利用者の心身状態・家族等の事情により送迎が必要と認められる場合以外は、入退所時の送迎を行います。 通常の送迎は土・日・祝日以外とするが、相談に応じて対応します。 身体状況によりリフト付きの送迎車での送迎も可能です。 通常の送迎実施地域は、岡山市南区・岡山市北区(庭瀬・大元・西市・青江)・倉敷市茶屋町・倉敷市下庄・都窪郡早島町。

10 利用料

(1) 法定給付

区 分	内 容
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額で別紙料金表を参照 (介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額)
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの基準額(10 割))

(2) 法定外給付

区 分	内 容
食事に要する費用	当事業所における。食材料費及び調理にかかる費用を基に算定し、国の示した基準額に沿って設定しています。 朝食 385 円 昼食 590 円 夕食 470 円 ※但し、食費につきましては、介護保険負担限度額の適用対象の方は、認定証に記載された額が1日あたりの食費となります。
滞在に要する費用	当事業所における建設費用(修繕・維持費を含む)、光熱水費を基に(多床室は光熱水費のみ)算定し、国の示した基準額に沿って設定しています。 個室 1,231 円(1日あたり) 多床室 915 円(1日あたり) ※但し、滞在費につきましては、介護保険負担限度額の適用対象の方は、認定証に記載された額が1日あたりの滞在費となります。
理容サービス	理容サービスは、実費となります。 ※サービス内容を細分化している場合(洗顔、洗髪、顔そり、カット等)は、項目毎に金額を定める場合があります。

(3) 支払い方法

お支払い方法は当事業所契約書に記載の通り、ご利用の翌月10日に請求書を発送し、預金口座振替の方法で27日に引落をさせていただきます(土・日・祝の場合は翌日の引落)。尚、領収書は、引落完了後の翌月10日の請求時に同封して発送します。

11 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用当日	利用当日9時までにご連絡なくキャンセルされた場合、当日の食費に関する費用(事業所基準額相当)をキャンセル料として頂きます。

12 緊急時、事故発生時等における対応方法

1. ご利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合、従事者は速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力機関への連絡を行なう等の必要な対応を行うとともに、看護師、管理者に報告します。
2. ご利用者に対する指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該ご利用者のご家族、当該ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置の手段・対策を考えて行います。
3. ご利用者に対する指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。
4. 事業所は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

13 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き

サービスの提供にあたり、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他ご利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、ご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

※ 緊急やむを得ない状況とは、以下の条件を全て満たすこととします。

- 1、切迫性:本人又は他入居者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 2、非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- 3、一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

14 虐待防止の為の措置

ご利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置の手段・対策を考えて行います。

1. 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を開催するとともに、その結果にて従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待の発生又はその再発を防止するための指針の整備。
3. 虐待の発生又はその再発を防止するための責任者 : 内藤 紀人
4. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。
5. その他虐待防止のために必要な措置。

サービスの提供に当たり、当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

15 成年後見制度の活用支援

ご利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

16 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人自由会 岡山光南病院	地方独立行政法人 岡山市立せのお病院
所在地	岡山市南区東畦 767-3	岡山市南区妹尾 850
電話番号	086-282-0555	086-282-1211
診療科	内科、胃腸科、呼吸器内科、 循環器科、整形外科、 リハビリテーション科	内科、外科、整形外科、眼科、皮膚科 耳鼻咽喉科、泌尿器科

17 苦情申立先

苦 情 窓 口	苦情受付担当者 生活相談員 : 徳橋 孝浩 苦情解決責任者 管 理 者 : 内藤 紀人 ご利用時間 月曜日～金曜日: 午前 9 時～午後 6 時 (祝日及び 12 月 30 日～1 月 3 日は除く) ご利用方法 電話 : 086-281-6866 ※ 苦情の申し出に際しては、誠意をもって対応させていただきます。 ※ これによってご利用者様に対して、いかなる差別的な取り扱いも致しません。
本部法人	お客様相談室 受付方法 電話 : 086-250-2000(代) 月曜日～金曜日: 午前 9 時～午後 6 時 (祝日及び 12 月 30 日～1 月 3 日は除く) メール : customer-s@keiyuu-kai.or.jp 手紙 : 〒701-0221 岡山市南区藤田 578-3 社会福祉法人敬友会「お客様相談室」
第三者委員	弁護士 濱田 弘 (弁護士法人 あおば中央法律事務所) 電 話: 086-697-6616
岡山県国民健康 保険団体連合会	住所 : 岡山市北区桑田町 17 番 5 号 電話 : 086-223-8811 FAX : 086-223-9109 岡山県国民健康保険団体連合会 : 介護 110 番ホームページ (okayama-kokuhoren.com) ※ 岡山県の介護保険給付処理を行う機関です。
岡山市事業者 指導課施設係	住所 : 岡山市北区大供 3 丁目 1-18 KSB会館 4 階 電話 : 086-212-1014 FAX : 086-221-3010 ※ 岡山市の介護保険に関する苦情・相談を受け付ける部署です。
早島町 健康福祉課	住所 : 都窪郡早島町前潟 360-1 電話 : 086-482-0611 FAX : 086-482-3405
倉敷市 介護保険課	住所 : 倉敷市西中新田 640 電話 : 086-426-3343 http://kaigo.@city.kurasiki.okayama.jp

18 非常災害時の対策

非常時の対応	「特別養護老人ホーム共生苑 非常災害に関する具体的計画」による対応を行います。	
平常時の訓練	別途定める消防計画に則り年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練、防災計画による訓練を年1回ご入所者も参加して実施します。	
防災設備	設置設備名称	
	スプリンクラー	防火扉・シャッター
	避難階段	屋内消火栓
	自動火災報知機	非常通報装置
	誘導灯	漏電火災報知機
	ガス漏れ報知機	非常用電源
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。	

19 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 9:00～19:00 来訪・面会者は面会時間を遵守願います。
外出	必ず行き先と帰宅時間を事前に事業所に届け出て下さい。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従いご利用下さい。故意に事業所設備を破損された場合は、賠償していただきます。
金品等の管理	ご利用者持ちの金品等の管理は、当事業所では責任を負いかねます。特に現金は日常生活に必要な最小限度の額として、ご利用者、ご家族で責任を持って管理して下さい。
喫煙・飲酒	喫煙は所定の場所で行います。(防火管理上、ライター等は事業所での管理をさせていただく場合があります) 飲酒は可能です。回数や量については、相談させていただきます。
迷惑行為等	騒音等他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
個人情報に関する事項	個人情報に関しましては、守秘義務(責任)及び個人情報保護法に則って管理しておりますが、当事業所におけるサービスの提供を行うにあたり、下記事項において関係機関との間にご利用者様及びご家族様に関して最低限度の情報交換を行う事がありますのでご了承下さい。 1. 「要介護認定情報申請書」による、市町村からの資料請求及び代理手続きを行う事 2. 居宅介護支援事業者への情報提供及び情報請求を行う事 3. 利用している介護サービス事業所及び医療機関、緊急時の医療機関等への情報提供及び情報請求に関する事 4. 市町村等への情報提供及び情報請求に関する事 ※上記事項につき請求した情報及び資料に関しては、当事業所の職員服務規程及び守秘義務により保護されています。
宗教・政治活動	事業所内で他のご利用者に対する宗教・政治活動はご遠慮下さい。

指定短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(説明日)

年 月 日

岡山市南区東畦 768
指定(介護予防)短期入所生活介護
特別養護老人ホーム共生苑
管理者 内藤 紀人
説明者

印

私と家族は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、重要事項説明書 19 項
個人情報に関する事項と指定短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サー
ビスの提供開始に同意しました。

(同意日)

年 月 日

ご利用者氏名 印

住所

代筆者氏名 印

住所

続柄

代筆理由

ご家族氏名 印

住所